

滋賀県水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金交付要綱

制定 令和3年4月26日付け滋農経第452号

滋賀県農政水産部長通知

(趣旨)

第1 知事は、水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要綱（令和3年1月28日付け2政統第1958号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）および水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要領（令和3年1月28日付け2政統第1959号農林水産省政策統括官通知、以下「実施要領」という）に基づいて事業実施主体が水田麦・大豆産地生産性向上事業（以下「麦・大豆生産性向上事業」という。）を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費および補助率等)

第2 補助対象となる事業および経費ならびに補助率等は、別表に定めるところによる。

(交付申請書および交付決定通知)

第3 規則第3条に規定する補助金等交付申請書（別記様式第1号）の添付書類および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

規則第3条第1項に規定する事業計画書および収支予算書(別記様式第2号)とする。

(2) 提出期日

知事が別に定める日までとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体について当該補助金の仕入れに係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額

をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第4 規則第7条第1項に定める申請の取下げ期日は、補助金の交付決定通知を受けた日から7日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(交付決定内容の変更)

第5 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、事業を中止・廃止または規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について別表に掲げる重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請(別記様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第6 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合や補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(別記様式第4号)を提出し、知事の指示を受けなければならない。

(事業遂行状況報告)

第7 補助事業者は、規則第10条の規定による遂行状況報告について、補助金の交付の決定のあった年度の12月31日現在において、遂行状況報告(別記様式第5号)を作成し、翌月の15日までに知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第8 規則第15条の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式7号)の添付書類は次のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

(1) 添付書類

事業実績報告書および収支精算書(別記様式第2号の括弧書)とする。

なお、軽微な変更があった場合においては、比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載するものとする。

2 第3第2項のただし書きの規定により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10 第3第2項のただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第9の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(実績報告書において、第3第2項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除額報告書(別記様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産管理等)

第11 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(補助事業を他の団体に実施させた場合における財産を含む。)については、補助事業の完了後においても、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下、「交付規則」という。)第5条による期間(以下、「処分制限期間」という。)においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類等の保管)

第12 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿および証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければならない。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、財産管理台帳(別記様式第9号)、その他関係書類を整備・保管しなければならない。

(書類の提出)

第13 知事は、規則およびこの要綱に定めるものの他、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準処理期間)

第14 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第15 補助事業者は、第3の規定に基づく交付の申請、第5の規定に基づく計画変更の承認申請、第6の規定に基づく事業遅延の届出、第7の規定に基づく状況の報告、第8の規定に基づく概算払の請求、第9の規定に基づく実績の報告、第10の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(競争入札等)

第16 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適切である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

2 市町を除く補助事業者は、前記により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（別記様式 10 号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行し、令和 3 年度の補助金に適用する。

別表

| 区分 | 経費 | 事業実施主体 | 補助率 | 重要な変更 | |
|-----------------------------------|---|----------------------------------|-------|------------------------------------|--|
| | | | 国費 | | |
| 1 水田における麦・大豆の団地化推進 | 事業実施主体が実施要領別表2に定める水田における麦・大豆の団地化の推進を実施するのに要する経費 | 実施要綱別表の事業メニュー欄の1に定める事業実施主体のとおりに。 | 定額 | 区分の欄の1から4までの相互間における国庫補助金の30%を超える増減 | 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止または廃止 3 区分毎の事業費の30%を超える増または国庫補助金の増 4 区分毎の事業費または国庫補助金の30%を超える減 |
| 2 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入 | 事業実施主体が実施要領別表3に定める水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入を実施するのに要する経費 | 実施要綱別表の事業メニュー欄の2に定める事業実施主体のとおりに。 | 定額 | | |
| 3 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等支援 | 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等に係る事業実施主体の取組に係る経費の補助に要する経費 | 実施要綱別表の事業メニュー欄の3に定める事業実施主体のとおりに。 | 1/2以内 | | |
| 4 水田における麦・大豆の生産性向上の推進 | 事業実施主体が実施要領別表4に定める水田における麦・大豆生産性向上の推進を実施するのに要する経費 | 実施要綱別表の事業メニュー欄の4に定める事業実施主体のとおりに。 | 1/2以内 | | |